

# 国民年金の納付が困難なときは 免除・納付猶予制度を 利用してください

7月から  
令和5年度分の受付開始

《問合せ》市民課(7月からは国保・年金課)  
☎21-9061または各振興局市民福祉課

国民年金は、20歳から60歳になるまで加入して保険料を納めることになっています。

しかし、収入の減少や失業等で保険料の納付が困難な場合、納付が免除される「申請免除」や納付が猶予される「納付猶予」の制度があります。保険料を未納のままにしておく、不慮の事故などで障害を負ったときや死亡したときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

7月から令和5年度分の受付を開始しますので、保険料納付が困難な方は、未納で放置せず、手続きしてください。

## 免除制度の手続きをする と保険料が免除

保険料を納めるのが難しい

### 《免除手続きをする》

免除期間中に収める保険料(令和5年度月額)

全額免除	所得 67万円 <sup>※</sup>	0円
3/4免除	所得 88万円 <sup>※</sup>	4,130円
半額免除	所得 128万円 <sup>※</sup>	8,260円
1/4免除	所得 168万円 <sup>※</sup>	12,390円

※所得の種類や控除額などによって免除に該当しない場合があります。

場合、免除制度の手続きをして免除が承認された場合は左図のとおり保険料が免除されます。なお、所得額はあくまでも目安です。また、免除や猶予の承認を

### 《納付・免除・納付猶予と未納の算入の違い》

年金の種類		納付状況	納付	申請免除(全額・一部)	納付猶予	未納
障害・遺族基礎年金	受給資格期間の算入		○	○(注1)	○	×
	年金額への反映		○	○(注1・2)	×	×
老齢基礎年金	受給資格期間の算入		○	○(注1)	○	×
	年金額への反映		○	○(注1・2)	×	×

(注1)一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。

(注2)全額・一部免除を受けた期間は、定額納付と比べて老齢基礎年金額は減額されます。

受けた期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間や、将来の老齢基礎年金受給資格期間に算入されません。



- ▼免除対象者 失業・倒産・収入が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な方(本人・配偶者・世帯主それぞれの該当年度の前年所得の審査あり)
- ▼申請方法 国保・年金課または各振興局市民福祉課にある申請書に記入して提出してください。
- ▼持参物 マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの(失業などによる申請の場合は雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証などの写しを添付)
- ▼その他
  - ▽免除の判定は所得で審査されますので、所得申告をしてください。
  - ▽申請月の2年1カ月前の月分にさかのぼって免除申請をすることができません。失業など、保険料を納付することが経済的に困難で、未納期間のある方は、早めに申請してください。

### 免除・猶予を受けた期間は追納できません

免除や猶予を受けた期間は、10年以内であればさかのぼって追納できません。

て納付(追納)ができ、納付した月分は、年金額に反映されます。ただし、免除・猶予の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過した期間に応じた額が加算されます。

### 豊岡年金事務所年金相談窓口

- ▽受付時間(通常) 平日(月～金曜日)午前8時30分～午後5時15分
- ▽時間延長日 週初の開所日の午後5時15分～7時
- ▽週末相談日 第2土曜日の午前9時30分～午後4時
- ▽持参物 マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるもの、本人確認ができる運転免許証など
- ▽その他 代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他に、委任状と代理者の本人確認ができる運転免許証などが必要です。

《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

# 8月に後期高齢者医療被保険者証を更新

被保険者証の更新は、毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証を送付します。

また「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を持っていて、8月以降も引き続き交付対象となる方には、被保険者証と一緒に各認定証を送付します。8月1日以降の受診の際は、これら被保険者証等を医療機関等の窓口で提示してください。

8月から新たに交付対象となる方は、市の担当窓口で申請が必要です。

## ■限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方(世帯員全員が住民税非課税の方)は、医療機関等の窓口へ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示、またはオンライン資格確認を受けることにより、医療機関等ごとに1カ月間の窓口で支払う自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。入院時の食事代等についても減額されます。

## ■限度額適用認定証(限度額認定証)

「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は、医療機関等の窓口へ「限度額適用認定証」の提示、またはオンライン資格確認を受けることにより、医療機関ごとに1カ月間の窓口での支払い

が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります。

## 令和5年度保険料額を7月中旬にお知らせします

令和5年度の保険料額は、7月中旬に送付予定の保険料額決定通知書でお知らせします。

年間の保険料は、一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。保険料は被保険者ごとの世帯状況と所得状況によって異なります。

## ■制度加入前に被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

なお、加入する前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

また、被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。



《問合せ》市民課(7月からは国保・年金課) ☎21-9061  
または各振興局市民福祉課

# 国民健康保険のお知らせ 高齢受給者証等の更新

## 「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」の更新

8月1日から有効の新しい受給者証等を、7月下旬に送付します。現在お持ちの受給者証等の有効期限は7月31日です。8月以降は使用できませんので注意してください。

### ▼対象

#### ▽高齢受給者証

1948年8月2日から53年7月1日生まれの国民健康保険(国保)被保険者

#### ▽特定疾病療養受療証

1948年7月2日以降生まれの特定疾病療養受療証を持つ国保被保険者

る方

○ 市民税課税世帯の中で、70歳未満の国保被保険者(納期限到来の国保税を完納している世帯)

○ 70歳以上75歳未満で高齢受給者証の負担割合が3割負担、かつ課税所得が690万円未満の国保被保険者

#### ▽限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主および国保被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方(70歳未満の被保険者の場合は納期限到来の国保税を完納している世帯)

#### ▼申請に必要なもの

▽身分証明書(マイナンバーカードなど)

▽国保被保険者証

▽過去1年間に入院日数が90日を超える方は、90日を超えたことの方かる書類(医療機関の発行する入院期間証明や領収書など)

《問合せ》市民課(7月からは国保・年金課)

☎21-9061または各振興局市民福祉課